

2025年 2月10日

各 位

新潟県労働金庫

令和6年能登半島地震で住宅に被害を受けられた方への
お見舞金の支払い額について

平素は当金庫の事業につきまして、格別のご理解・ご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県労働金庫（理事長 山崎 雅彦）では、令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」といいます。）により被災された皆さまを支援するため、当金庫で住宅ローンをご利用中の方で、能登半島地震により住宅に被害を受けられた方を対象に、住宅の被害状況に応じた「お見舞金」をお支払いしましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、この支援策は過年度の災害においても実施しており、お見舞金の支払いは、合計5, 203名、約1億2,200万円となりましたので、あわせてご案内いたします。

記

1. 能登半島地震に係るお見舞金のお支払い額等（結果）

被害状況	人 数	金 額 (円)
全 壊	2	78,700
半 壊	102	17,150,300
一部損壊	577	5,770,000
合 計	681	22,999,000

2. 能登半島地震に係るお見舞金支払いの対象者等

対象のお客様	当金庫で住宅ローンを利用されており、かつ能登半島地震の被害により罹災証明書等の発行を受けた方で、当金庫所定の手続きで申請いただいた方。 「お見舞金」の対象となるローンは以下のとおりです。 1. 不動産担保住宅ローン 2. 無担保住宅ローン（リフォームローン） 3. 借換専用住宅ローン ※住宅ローンのご用途は、住宅関連資金に限定させていただきました。
--------	--

お見舞金の 金額基準	<p>1. 全壊 融資利息1年相当分※（お一人あたり最高50万円まで）</p> <p>2. 大規模半壊・中規模半壊・半壊 融資利息1年相当分※（お一人あたり最高25万円まで）</p> <p>※2023年12月末現在の融資残高に、ご利用融資年利率を乗じた額（100円単位未満切捨て）とし、融資利息1年相当分が1万円に満たない場合、下限額を1万円といたしました。</p> <p>3. 準半壊・一部損壊 お一人あたり一律1万円</p>
---------------	--

《参考》過去の見舞金支払い実績

年 度	災害名	人 数	金 額(円)
2004	中越地震	3,159	66,853,900
2007	中越沖地震	1,362	32,817,600
2016	糸魚川大火	1	225,800
2024	能登半島地震	681	22,999,000
合 計		5,203	122,896,300

<本件に関するお問い合わせ先>
 新潟県労働金庫経営企画部
 （担当：齋藤、番場）
 TEL：025-223-8241

以 上